

様式第6号(第7条関係)(1)(第2面)

注 意

- 1 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 2 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票―1及び離職票―2(別紙)を提出すること。
- 3 基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として離職の日の翌日から1年間(注)(これを受給期間といいます。)であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、所定の期限までに上記2の公共職業安定所又は地方運輸局に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間(最大限4年)となること。
(注) 所定給付日数が330日の場合「1年と30日」、360日の場合「1年と60日」となること。
- 4 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
- 5 この離職票―1を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。